

春の交通安全運動



運転者のみなさん

あなたはいま
安全運転を
していますか！

“春の交通安全運動”が5月11日から10日間、全国いっせいに開催されています。

昨年春の交通安全運動中に市内で発生した事故は67件で、死者3人、負傷者54人をだしています。

交通事故防止は、いくら関係者が運動を行ない、事故をなくすように呼びかけても、ひとりひとりが“注意”しなければ事故はなくなるものではありません。ことしこそ事故をなくすために次のことに十分注意しようではありませんか。事故はあなたのチョットした注意で、防げるのですから……。

なお、昨年1年間に市内で発生した事故は、2,393件、死者50人、負傷者1,700人でした。

■歩行者の正しい横断方法と横断歩道における保護

無理な横断は事故のもとです。歩道橋や横断歩道など安全施設があるとき

は必ず利用してください。また、横断するときは必ず手か旗をあげ、左右の確認してから渡ってください。

運転をする人は横断歩道や交差点にさしかかったときは、歩行者を保護する気持ちを忘れずに、十分注意してください。

なお、市で婦人、子ども、老人を重点にした交通安全講習会を行うときにできるだけ出席し、正しい交通知識を身につけてください。

■自転車に乗るときの注意

高校生が通学するとき、狭い道を2列、3列で走っているのをよくみかけます。

自転車に乗るときは道路の左側を1列に走る習慣を身につけるとともに、右折、左折の合図をはっきりしてください。

■安全な通学、通園路の確保

親子で安全な通学、通園路を検討してください。とくに危険な場所があるときは子どもによく注意してください。

また、通学、通園路にはできるだけ自転車や荷物をおかないでください。道路を広く使うことは事故防止につながります。

■運転者へのお願い

車間距離の不保持、飲酒運転、スピード違反は事故原因の上位をしめています。こうした事故は運転者のちょっとした心がけで防げるものです。事故をなくすために、みんなが“正しい運転”をするようにしてください。

なお職場でも安全教室、講習会をできるだけ開き、安全運転を徹底するよ

うにしてください。

■損害賠償の責任観念を身につけよう

交通事故は被害者はもちろん加害者も悲惨な思いをします。万一に備え任意保険、市民交通保険などにできるだけ加入しておきましょう。不幸にして事故にあい、問題のあるときは交通相談所（本庁内）を利用してください。

負傷者の救護者に報償金

……1回に1,000円……

交通事故による負傷者を病院へ送り届けた人に対して、報償金がおくられることになりました。

この制度は、県が負傷者の救護活動を促進するために定めたものです。適用されるのは県内で発生した事故にかぎります。

報償金は1件につき1,000円ですが、衣服やシートなどがよごれたときは5,000円まで増額されます。報償金を受ける人は、負傷者を送っていった病院、または派出所、駐在所に備えてある「搬出者カード」に必要な項目を記入して、警察署長あてにカードを提出していただきます。

なお、負傷者を送った場合でも、交通事故の当事者、消防吏員、負傷者の親族の場合は適用されません。

ドライバーのみなさん、負傷者がいたら、負傷者の生命を守るため医療機関へ送りどけるようにご協力ください。